中川村特産品等創出支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、地域の活性化や地場産業の振興を図るため、特産品等を新たに開発又は販路拡大を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、中川村補助金等交付規則（昭和54年規則第４号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

　（用語の意義）

第２条　この要綱において、特産品等とは、地域内で生産された農産物、又は地域資源や地域特性を活用して製造された農林水産加工品、工芸品及び地場産品等で、村の魅力の発信につながると村長が認めるものをいう。

　（補助対象事業）

第３条　補助金の交付対象事業は、次の各号に掲げる事業とする。ただし、補助金を受けようとする事業において、国、県、村等の助成金及び補助金の交付を受けていないこととする。

　(1) 特産品等を新たに開発し、又は改良する事業

　(2) 既存の特産品等の品質向上に向けた事業

(3) 特産品等の販路を拡大する事業

（補助対象者）

第４条　補助金の交付対象となる者は、村内に事業所又は活動拠点（以下「拠点等」という。）を有している若しくは今後拠点等を有する予定のある事業者のうち次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 自らが販路を開拓し、又は販路の拡大により、本事業を活用して生産される特産品等の安定した販売が見込まれる者

(2) 本事業を活用して生産される特産品等を中川村ふるさと応援寄附金の返礼品として登録を希望する者

　(3) 村税その他義務的納付金に滞納がない者

(4) 中川村暴力団排除条例（平成23年条例第17号）第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団員と密接な関係を有していない者

（補助対象経費及び補助金の額）

第５条　補助金の交付対象経費、補助率及び補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。ただし、同一年度内における同一事業者に対する補助金の交付は、１回限りとする。

（補助金の交付申請等）

第６条　補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、中川村特産品等創出支援事業補助金交付申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、村長に提出するものとする。

　(1) 事業計画書（様式第２号）

　(2) 収支予算書（様式第３号）

　(3) その他村長が必要と認める書類

　（事業計画の審査及び補助金交付の決定）

第７条　前条の規定による申請書の提出があったときは、特産品等創出支援事業審査会（以下「審査会」という。）に諮り、補助金交付の適否及び補助金額を決定するものとする。

　（特産品等創出支援事業審査会）

第８条　村長の諮問に応じて中川村特産品等創出支援事業補助金交付申請書及び事業計画書の内容等を審査し、補助金交付の適否について調査及び審査するものとする。

２　審査会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

　(1) 村職員のうちから村長が指名する者

　(2) 商工会及び金融機関から推薦された者

　(3) 識見を有する者

　(4) その他村長が必要と認める者

　（補助金交付決定の通知）

第９条　村長は、審査会の結果により補助金交付が適当と認めたときは、当該申請者に中川村特産品等創出支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第４号。以下「交付決定通知書」という。）により通知するものとする。

（実績報告）

第10条　交付決定通知書を受け、補助事業に着手し、事業を完了した者は、速やかに中川村特産品等創出支援事業補助金実績報告書（様式第５号。以下「実績報告書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書（様式第６号）

(2) 補助事業に係る収支決算書（様式第７号）

(3) 補助事業に係る領収書又は支出を証する書類の写し

(4) 完成写真

(5) 中川村ふるさと応援寄附金返礼品参加申請書

(6) その他村長が必要と認める書類

　（補助金の額の確定）

第11条　村長は、前条に規定する実績報告書の提出があった場合は、これを審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、中川村特産品等創出支援事業補助金確定通知書（様式第８号）により通知するものとする。

　（補助金の請求）

第12条　前条の通知を受けた申請者が、補助金の請求をしようとするときは、中川村特産品創出支援事業補助金交付請求書（様式第９号）を村長に提出しなければならない。

　（補助金の交付決定の取消し及び補助金の返還）

第13条　村長は、補助金の交付決定後、次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消すことができ、給付金の返還を求めることができる。

(1) この要綱に定める補助金の交付要件を満たしていないことが判明したとき。

(2) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助金を他の用途に使用したとき。

(4) 法令等に違反したとき。

(5) その他村長が補助金の交付を不適当と認めたとき。

２　村長は、補助金の交付決定を取消したときは、中川村特産品等創出支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により、申請者に通知するものとするとともに、既に

補助金が交付されているときは、期限を設けて補助金の返還を求めるものとする。

３　前３項の規定は、補助事業が完了した後においても適用されるものとする。

附　則

　（施行期日）

１　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

　（廃止）

２　中川村ふるさと名物開発事業補助金交付要綱（平成28年告示第19号）は廃止する。

別表（第５条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助対象事業の種類 | 補助対象経費 | 補助率 | 補助限度額 |
| 特産品等を新たに開発し、又は改良する事業 | １　商品の開発、改良等に必要な機器類の購入に要する費用  ２　特産品等の生産の継続に必要な設備等の修繕に要する費用 | 対象経費の２分の１以内 | 50万円 |
| ３　商品の開発に必要な検査、分析等（栄養成分分析、消費期限分析等）に要する経費（人件費を除く） | 対象経費の４分の３以内 |
| 既存の特産品等の品質向上に向けた事業 | １　試作品の製造に要する経費  包装やこん包の開発又は改良に要する経費（人件費を除く）  ２　特産品等開発のための専門機関への委託費  ３　デザイン、商標等に要する経費 | 対象経費の２分の１以内 | 20万円 |
| 特産品等の販路を拡大する事業 | １　特産品等に係る商談会等出店及び商品の宣伝活動に要する経費 | 対象経費の２分の１以内 | 10万円 |
| ２　新たに販売・決済を行うためのサイト構築や利用に必要な初期登録に要する経費 | 対象経費の２分の１以内 |

様式　省略

様式第１号（第６条関係）

中川村特産品等創出支援事業補助金交付申請書

年　　月　　日

　中川村長　様

申請者　所　在

名　称

氏　名又は代表者

（電話番号：　　　　　　　　　　　　　）

中川村特産品等創出支援事業補助金交付要綱第６条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

１　補助金交付申請額　　　　　　　　　　　　円

２　添付書類

　(1) 事業計画書（様式第２号）

　(2) 収支予算書（様式第３号）

　(3) 事業に要する経費の見積書の写し

３　事業の目的

４　事業計画期間　　　　　年　　月　　日～　　　　　年　　月　　日

５　経費

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業費 | 経費の内訳 | | | 備考 |
| 村補助金 | 自己資金 | その他 |
| 円 | 円 | 円 | 円 |  |

様式第２号（第６条関係）

事業計画書

　申請者　所　在

名　称

氏　名又は代表者

２　補助対象事業（該当事業に☑をしてください。）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| □ | 特産品等を新たに開発する事業 | □ | 商品の開発、改良等に必要な機器類の購入に要する費用 |
| □ | 特産品等の生産の継続に必要な設備等の修繕に要する費用 |
| □ | 商品の開発に必要な検査、分析等（栄養成分分析、消費期限分析等）に要する経費（人件費を除く） |
| □ | 特産品等の品質向上に向けた事業 | □ | 試作品の製造に要する経費 |
| □ | 包装やこん包の開発又は改良に要する経費（人件費を除く） |
| □ | 特産品等開発のための専門機関への委託費 |
| □ | 特産品等の販路を拡大する事業 | □ | 特産品等に係る商談会等出店及び商品の宣伝活動に要する経費 |
| □ | 新たに販売・決済を行うためのサイト構築や利用に必要な初期登録に要する経費 |

３　詳細な事業内容

４　特産品等の内容

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 商品名 |  | | | | |
| 提供価格（見込み） | 税抜き価格 |  | | 卸値 |  |
| 商品説明 |  | | | | |
| 今後の販売見込み | 年間販売予定数 | |  | | |
| 販売販路（見込み）及び展望 | |  | | |
| ふるさと納税登録 | | □希望する　　　□希望しない | | |

様式第３号（第６条関係）

収支予算書

収入の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科　　目 | 予算額 | 備　　考 |
| 村補助金 |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 合　　計 |  |  |

支出の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科　　目 | 予算額 | 備　　考 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 合　　計 |  |  |

様式第４号（第９条関係）

番　　　　　号

年　　月　　日

　申請者　　　　　　　様

中川村長

中川村特産品等創出支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

年　　月　　日付で申請のあった中川村特産品等創出支援事業補助金交付申請について、下記のとおり決定したので、中川村特産品等創出支援事業補助金交付要綱第９条に基づき通知します。

記

１　交付の可否　　　可　・　否

２　補助対象事業の種類

　　□　特産品等を新たに開発し、又は改良する事業

　　□　既存の特産品等の品質向上に向けた事業

　　□　特産品等の販路を拡大する事業

３　交付決定額　　　　　　　　　　　円

４　不交付とした理由（不交付の場合のみ記載）

５　条件

　(1) 申請者は、中川村補助金等交付規則（昭和54年規則第４号）及び中川村特産品等創出支援事業補助金（令和４年規則第　号）等に定めるところに従わなければならない。

(2) 中川村特産品等創出支援事業補助金交付要綱第13条に該当すると認められたときは、当該決定を取り消し、給付金の返還を求める。

　(3) 補助事業を変更、中止若しくは廃止しようとするとき又は補助事業が予定の期間内に完了しないとき（遂行が困難になった場合も含む）は、速やかに中川村長に申請してその承認を受けること。

様式第５号(第10条関係)

中川村特産品等創出支援事業補助金実績報告書

年　　月　　日

　　　中川村長　　様

申請者　住所又は所在地

名　称

氏名又は代表者

　　年　　月　日付　　　中産振第　　号で補助金交付決定のあった　　　年度中川村特産品等創出支援事業について、中川村特産品等創出支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　事業実施期間　　　　　年　　月　　日～　　　　　年　　月　　日

２　経費

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業費 | 経費の内訳 | | | 備考 |
| 村補助金 | 自己資金 | その他 |
| 円 | 円 | 円 | 円 |  |

３　添付書類

(1) 補助事業に係る収支決算書（様式第６号）

(2) 補助事業に係る領収書又は支出を証する書類の写し

(3) 完成写真

(4) 中川村ふるさと応援寄附金返礼品参加申請書

様式第６号（第10条関係）

事業報告書

　申請者　所　在

名　称

氏　名又は代表者

２　補助対象事業（該当事業に☑をしてください。）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| □ | 特産品等を新たに開発する事業 | □ | 商品の開発、改良等に必要な機器類の購入に要する費用 |
| □ | 特産品等の生産の継続に必要な設備等の修繕に要する費用 |
| □ | 商品の開発に必要な検査、分析等（栄養成分分析、消費期限分析等）に要する経費（人件費を除く） |
| □ | 特産品等の品質向上に向けた事業 | □ | 試作品の製造に要する経費 |
| □ | 包装やこん包の開発又は改良に要する経費（人件費を除く） |
| □ | 特産品等開発のための専門機関への委託費 |
| □ | 特産品等の販路を拡大する事業 | □ | 特産品等に係る商談会等出店及び商品の宣伝活動に要する経費 |
| □ | 新たに販売・決済を行うためのサイト構築や利用に必要な初期登録に要する経費 |

３　詳細な事業内容

４　特産品等の内容

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 商品名 |  | | | | |
| 提供価格（見込み） | 税抜き価格 |  | | 卸値 |  |
| 商品説明 |  | | | | |
| 今後の販売見込み | 年間販売予定数 | |  | | |
| 販売販路（見込み）及び展望 | |  | | |

様式第７号（第10条関係）

収支決算書

収入の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科　　目 | 決算額 | 備　　考 |
| 村補助金 |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 合　　計 |  |  |

支出の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科　　目 | 決算額 | 備　　考 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 合　　計 |  |  |

様式第８号（第11条関係）

番　　　　　号

年　　月　　日

　申請者　　　　　　　　様

中川村長

補助金交付確定通知書

　　　年　　月　　日付で実績報告のありました中川村特産品等創出支援事業補助金の額を、下記のとおり確定したので、中川村特産品等創出支援事業補助金第11条の規定により通知します。

記

１　補助対象事業の種類

　　□　特産品等を新たに開発し、又は改良する事業

　　□　既存の特産品等の品質向上に向けた事業

　　□　特産品等の販路を拡大する事業

２　補助金確定額　　　　　　　　円

様式第９号（第12条関係）

中川村特産品等創出支援事業補助金交付請求書

年　　月　　日

　中川村長　様

申請者　所　在

名　称

氏　名又は代表者　　　　　　㊞

（電話番号：　　　　　　　　　　）

年　　月　　日付　　　中産振第　　　号で確定のあった中川村特産品等創出支援事業補助金について下記のとおり請求します。

記

１　補助金交付確定額　　　　　　　　　　円

２　補助金交付請求額　　　　　　　　　　円

３　振込先

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関 |  |
| 支店（所） |  |
| 口座種別 | 普通　・　当座 |
| 口座番号 |  |
| 口座名義 | （ふりがな） |
|  |

４　委任状

　交付される補助金の受領については、上記口座名義人に委任します。

氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

様式第10号（第13条関係）

番　　　　　号

年　　月　　日

　申請者　　　　　　　　様

中川村長

中川村特産品等創出支援事業補助金交付決定取消通知書

　　　年　　月　　日付で交付決定をした中川村特産品等創出支援事業補助金については、下記のとおり取り消したので通知します。

記

１　取消しの理由

２　既交付決定額　　　　　　　　　　　円

３　取消し後交付決定額　　　　　　　　円

４　既交付済額　　　　　　　　　　　　円

５　返還交付金額　　　　　　　　　　　円